

自転車ルールのお知らせ！

# 道路右側の路側帯の通行禁止

道路交通法の一部改正により



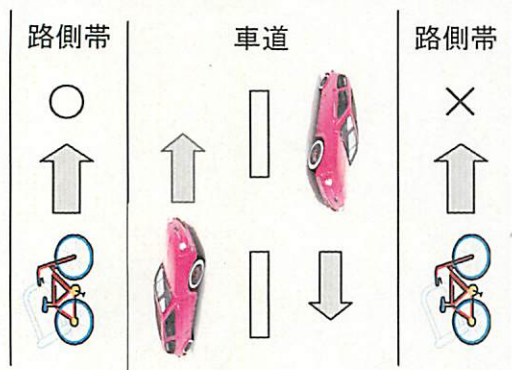
神奈川県くらし安全交通

# 道路交通法の一部改正

(平成 25 年 12 月 1 日施行)

## ○自転車で「路側帯」を走る際の通行ルールが変わります！

自転車等の軽車両が路側帯を通行するときは、  
道路の左側部分に設けられた路側帯を通行しなければなりません。



※これまで、路側帯は自転車の双方向走行が可能でした。

路側帯とは・・・？

歩道の無い道路端に設置されている主に歩行者が通行するための、白線によって区画された部分です。

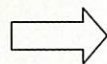
## ○ブレーキ不備な自転車に対する警察官の指導が強化されます！

適切なブレーキを備えておらず危険と認められる自転車が運転されているとき・・・



警察官は、その自転車のブレーキについて停止させて検査できます。

停止の指示に従わなかったり、検査の拒否や妨害をすると・・・

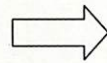


5万円以下の罰金  
< 新設 >



警察官が、そのブレーキ不備の自転車の運転手に対し、安全のため必要な応急措置をとることを命じたり、応急措置ができない場合は、その自転車の運転の中止を命じることができます。

命令に従わないと・・・



5万円以下の罰金  
< 新設 >

## 自転車も のれば車の なかまいり

神奈川県くらし安全交通課

お問合せ045-210-3552